

平成29年生駒市農業委員会第9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会  
会議開催日時 平成29年9月12日(火)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 8番 中田 建彦  
農業委員会委員  
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり  
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明  
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉  
7番 北村 由子 9番 中本 真人  
10番 中谷佳津代  
農地利用最適化推進委員  
上武 猛 中谷 明  
北本 光美 高貝 要明  
川端 俊雄 山田 義美  
中井 啓二  
欠席者 なし  
説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一  
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊  
傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4 農地の転用事実に関する照会についてその他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村 委員、9番 中本 委員、10番 中谷 加津代 委員

議案の説明を事務局に依頼

○会長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」について事務局からの説明を依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長

農地法第3条第1項について

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものであり、本件については、売買を目的とした所有権移転の申請

No.1の申請地の位置について

奈良県立奈良北高等学校の南東約300mのところに位置する上町地内の農地

申請理由について

本農地の隣接する農地11筆については、本年7月の本委員会において、本申請と同じ譲渡人と譲受人で3条申請があり、許可をしたものであり、本農地については、公図上の不備があり、公図上に該当地番がなかったことから、申請が留保されていたものであり、公図上の不備が改善されたため本申請がでてきたもの。

譲受人については、農業経験があり、耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、農地取得の下限面積要件について、すでに所有している農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.2の申請地の位置について

近鉄菟の台駅の南西約250mのところに位置する小平尾町地内の農地

申請理由について

譲受人の農地の一部が、奈良県郡山土木事務所が施行している都市計画道路奈良西幹線の一部にかかることから、その代替地を探していたところ、同事業の買収用地の残地であり、かつ、所有者が相続で取得したものの、生駒市に住居をもっていないことから耕作をしていない農地を、譲受人が取得することになった次第。

譲受人は、農業経験はあるとともに、必要な農機具はすでに所有しており、農地取得の下限面積要件について既に所有する農地が20アール以上あり、下限面積要件を満た

している。

#### 現地調査について

今月7日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

#### No.3の申請地の位置について

第二阪奈道路阪奈トンネルの入口の西約800mのところに位置する小倉寺町地内の農地

#### 申請理由について

譲渡人は、本農地を相続により取得したが、既に生駒市内の別のところに引越しをしており、営農を続けることだけでなく、農地を管理することも難しくなってきたことから、同地内で住居を有する譲受人が、本農地を取得することになった次第。

譲受人は、農業経験はあるとともに、必要な農機具はすでに所有しており、農地取得の下限面積要件について既に所有する農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

#### 現地調査について

今月7日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

#### No.4～5の申請地の位置について

国道163号に面した北田原町地内の農地2筆

#### 申請理由について

元々は、本農地を交換する予定であったが、交換で登記をすることが難しいことから、売買により農地を交換することになった次第。

申請者はそれぞれ、農業経験はあるとともに、必要な農機具はすでに所有しており、農地取得の下限面積要件について、既に所有する農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

#### 現地調査について

今月7日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の北本委員へ補足説明を依頼

○北本委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.2について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼

○中井委員

当該農地は、現在市外の方が所有している。手続きを踏むことで、譲受人の他の農地に近いため、農地としての利用効果を高める期待がある。

審議をお願いしたい。

○議長 No.3 について地元農業委員の山田委員へ補足説明を依頼

○山田委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.4～5 について地元農業委員の高貝委員へ補足説明を依頼

○高貝委員

当該地 2 筆は、水田で利用されていたが、現国道 1 6 3 号敷設時に分断されて現在の形になり、今は畑として利用している。譲渡人、譲受人は 2 筆を交換するため、手続きに踏み切ったものであるが面積が異なるため等価交換はできず売買の形を取っている。手続きが済み次第、最適な土を入れたいという希望も聞いている。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

No. 1 ～4 の申請地の位置について

第二阪奈道路阪奈トンネルの入口の西約 8 0 0 m のところに位置する小倉寺町地内の農地 4 筆

申請理由について

議案第 1 号の No. 3 の申請と同じ譲渡人と譲受人で、申請地についても同じ小倉寺町地内。なお、本申請については、譲受人が造園業を営んでいることから、青空資材置場として利用することになった次第。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が 1 0 h a 未満の区域であることから第 2 種農地に該当。

申請にあたっては、資材置場であることから汚水はなく、雨水は自然浸透であり、また、地元農家区長及び隣接農地の所有者の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等について問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

#### No.5～10の申請地の位置について

国道163号の高山大橋交差点の南東約400mのところに位置する高山町芝地区内の農地6筆

#### 申請理由について

賃借人の社会福祉法人は、同地区内で特別養護老人ホーム「高山ちどり」を運営しており、今般、増築を行うことになったが、主要道路から敷地までの既存道路は集落の中を通ることから、開発行為及び建築行為に際して国道163号から、工事用仮設道路を設けることになった。なお、期間は、許可後仮設道路の撤去まで2年間を予定している。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月7日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上のことから、本申請の許可権者は奈良県知事であることから、奈良県農業会議への意見照会を経て、本申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

○議長 No.1～4について地元農業委員の山田委員へ補足説明を依頼

○山田委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.5～10について地元農業委員の北本委員へ補足説明を依頼

○北本委員

特別養護老人ホーム「高山ちどり」は増築・改築を行うこととなったが、工事用車両が国道163号から出入りするための道路として、既設道路では他の用途もあり、不十分であり、新設する道路を利用したいという希望によるもの。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」  
報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」  
報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」  
報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

一括して説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～28については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定や移転のない農地転用。

No.1～No.2の申請地の位置について

県図書会館から北東へ400メートルに位置する農地。

報告事項

青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.3の申請地の位置について

市立緑ヶ丘中学校にほぼ隣接する農地。

報告事項

自己用駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～No.10の申請地の位置について

市立緑ヶ丘中学校にほぼ隣接する農地。

報告事項

青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.11 の申請地の位置について

近鉄菟の台駅から北東 250メートルにある農地。

報告事項

車庫および駐車場を目的とした農地転用の届出がされたもの。

報告第 4 号 「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1 は、市街化区域で、報告第 3 号の No. 11 に隣接する土地であり、ほぼ宅地として長く利用されており、農地性がないが、地目が農地のままにされていた土地。

No.2～3 は、市街化区域で、宅地として長く利用されており、農地性がなく、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したものの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他「収入保険制度の新設」についての説明を北和農業共済組合職員に依頼。

○北和農業共済組合

制度について説明。アンケート実施。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」の「農業者年金加入推進特別研修会」についての研修報告を中本副会長に依頼。

○副会長 研修報告。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地の利用状況調査の実施について」の説明を事務局に依頼。

○係長 配付した地図等資料について説明。今日（平成 29 年 9 月 12 日）から 10 月中旬までを目安に実施。

・全ての農地について確認できるのであれば、道路上からの目視でも構わない。必要に

応じ事務局も同行する。

・遊休農地耕作放棄地区分について

緑色・・・農機具等を用いて農地に復元できる

黄色・・・農機具等で復元できず、重機具を使用しないと農地に復元できない

赤色・・・周囲含めて山林化していたり、水田の場合は水路が消滅していたり等により遊休農地となっている。

猶予・・・相続税や贈与税について納税猶予の適用を受けている農地であり、調査の結果変更などがあれば地図上に記録し、報告することとなる。

・調査の結果を受けて、所有者に対し意向調査を実施。(11月中に調査書を発送予定)

・意向調査結果に応じ、貸し出し可能な農地を把握し、新規就農者等への斡旋など考えている。

・調査対象である納税猶予対象の農地リストは後日配布する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 『なら農業委員会女性委員の会』実務研修への参加について」を事務局に説明を依頼。

○事務局 『なら農業委員会女性委員の会』実務研修への参加について」を事務局より説明

〔次第を女性委員に配布・報告・内容の口頭にて説明〕

平成29年9月22日(金)10時～12時 桜井市立図書館で開催される。8時15分に生駒市役所を車で出発する。

○議長 「その他」について事務局に説明を依頼。

○局長補佐

以下について説明。

① 生駒市農業祭への参加について

平成29年11月12日(日)北コミュニケーションセンターにて開催。

② 第3回いこいこまつり(いこま福祉会かざぐるま主催)への後援について

平成29年11月4日(土)壱分小学校のグラウンドで開催

③ 愛知県東郷町農業委員会からの視察受け入れについて

平成29年10月27日(金)10時～11時30分頃

○事務局 「勤務実績報告書について」

農地利用最適化事業の整備に伴い、これまで利用していた勤務実績報告書の書式を一部変更した。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼



○補佐 次回の日程について

定例会 10月13日(金) 午後2時 401・402会議室

現地調査 10月10日(火) 午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後4時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    7番 北村 由子

---

議席番号                    9番 中本 眞人

---

議席番号                    10番 中谷 加津代

---